

## 上海日本商工クラブ地域連絡部会運営規約（定款第14条関連）

第一条 この規約は、上海日本商工クラブ定款第14条の規定に基づき、同条に規定する部会のうち、地域連絡部会（以下、連絡部会と略称する）の運営に関して必要な事項を定める。

第二条 連絡部会は、次の各号の通りとする。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (1) 黄浦地域連絡部会  | (2) 徐匯地域連絡部会  |
| (3) 長寧地域連絡部会  | (4) 静安地域連絡部会  |
| (5) 閔行地域連絡部会  | (6) 浦東地域連絡部会  |
| (7) 市北部地域連絡部会 | (8) 市西部地域連絡部会 |
| (9) 市南部地域連絡部会 |               |

第三条 連絡部会は、次の活動を行う。

- (1) 当該地域に関する情報及び意見の交換を行うこと。
- (2) 理事会の諮問に応じて意見を述べること。
- (3) 理事会に対し、意見を建議すること。
- (4) 前各号に付帯すること。

第四条 前条に規定した活動費は、毎期末に各連絡部会から提出された活動方針および予算案をもとに、総務委員会及び事務局で予算案を策定し理事会にて決定する。

第五条 連絡部会に、連絡部会会長及び連絡部会副会長若干名を置く。連絡部会会長及び連絡部会副会長は、連絡部会において構成員のうちから選任され、理事会の承認を得て就任する。連絡部会会長及び連絡部会副会長の任期は当該事業年度末までとする。

第六条 連絡部会は、その円滑な運営を図るため、幹事若干名を置くことができる。幹事は連絡部会の承認を得て、連絡部会会長が委嘱する。幹事の任期は、当該事業年度末までとする。

第七条 連絡部会会長（連絡部会会長に事故のある時は、連絡部会副会長。以下同じ）は、連絡部会を代表し、連絡部会の運営を管理する。連絡部会副会長は連絡部会会長を補佐する。

第八条 連絡部会の運営は、自主的に行うものとする。但し、特に重要な事項については、理事会は指示を行うことができる。

第九条 連絡部会は、必要に応じ、分科会を設けることができる。

第十条 連絡部会会長は、連絡部会の活動状況について、適宜、理事会に報告しなければならない。

第十一条 この規約は、理事会の決議により改正することができる。

(2006年3月7日改正)

(2008年12月18日改正)

(2013年12月19日改正)